平成27年度

第2回 社会教育委員会議・公民館運営審議会 会議録

日 時 平成27年8月27日(木) 午後1時30分~午後2時50分

場 所 北杜市役所 西会議室

出席者 篠原隆美、小泉優子、小澤一、赤岡けさみ、内藤久敬、坂本正子、板山國夫、 大久保さかえ、齊藤けさ子、花輪定徳、茅野昭子、堀内弘、島口礼子、 溝口伸一郎、栗澤雅子

欠席者 小池正弘

教 育 部長 浅川一彦

委員会

事務局 生涯学習課長 山内一寿

社会教育担当リーダー 平井伸一 社会教育担当 高柳博基

議事 (1) 北杜ふれあい塾について

- (2) 第46回関東甲信越静社会教育研究大会群馬大会について
- (3) 第56回関東甲信越静公民館研究大会 in 東京について
- (4)公民館条例の一部改正について
- (5) その他

公開・非公開の別:公開

傍聴人の数:0名

- 1. 開会(公民館運営審議会大久保副会長)
- 2. あいさつ(社会教育委員会議花輪議長)
- 3. 平成27年度 第2回社会教育委員会議・公民館運営審議会協議事項

【北杜市公民館運営審議会会議規則第2条第2項により堀内会長が座長となる】

(座 長) 審議会の公開に関する要綱第3条の規定により、議長が委員へ「公開」を諮る。 【委員了承】

第1号議案「北杜ふれあい塾について」を事務局からの説明を求める。

(事務局) 資料1ページの「北杜ふれあい塾第1回から3回について」説明する。

(座 長) 意見等ありますか

- (委員) 第1回について、限られた時間でしたので先生、参加者とも時間が足りなかったように見受けられた。臨機応変に延長してもいいか戸惑った。
- (事務局) 施設開館時間内であれば可能です。
- (委員) 長く延長するのはどうかと思います。退庁する方もいると思いますのである程度 で終了した方よい。
- (委員) ふれあい塾について、充分周知されていないと思いました。市民に浸透させる方法を検討した方がいい(広報等周知している旨伝えたがまだまだであった)
- (事務局) 第2回について、笑いを交えての公演で堅苦しくなかったと思います。しかし、 来場者が少なく、会場へ足を運んでもらう方法を検討しなければならない。
- (委員) 中学校の教科書にも掲載されている題材で、子供達にも聞いてもらいたかった。
- (委員) 藝術大学の教授が講師でしたので、難しい内容と思っていたがそんなことなく、 後日絵画を見る機会があったが説明したとおりで勉強になりました。
- (委員) 第3回について、歌と話を交えての公演であった、自分の体験をもとに立ち直ったいい話の内容でした。また、多くの中学生・高校生にも聞いてもらいたかったので PR 方法を検討した方がいい。終了時間も臨機応変に対応したほうがよい。
- (委員) 一般参加者は各種団体に周知し連携(呼びかけ)できればいい、会議等開催時に チラシを配布するなどできればいいと思う。公演内容の対象者に多く参加しても らうよう呼びかけしてはどうか。
- (委員) 子育て世代に聞いてもらいたい内容で、青少年関係者に呼びかけしたが多くの参加者に来場してもらえなかった。
- (委員) 全体的に多くの方に参加してもらうように呼びかけが大変です。学校等にチラシ の配布が可能かどうか知りたい。
- (事務局) 小中学校は校長会を通じて呼びかけ・依頼は可能です。
- (委員) 小中学生に話をしたが充分周知されていない、開催日も夏休み終了間近でなかな か参加しづらかった。若い世代を呼び込む方法を考えなければならない。
- (座 長) 講師の先生と密に打ち合わせし、対象者に呼びかけしなければならない。第4回 以降も参加していただき意見等をお願いします。 第2・3号議案「第46回関東甲信越静社会教育研究大会群馬大会及び第56回 関東甲信越静公民館研究大会東京大会について」を一括で事務局に説明を求める。
- (事務局) 資料2ページから16ページ「第46回関東甲信越静社会教育研究大会群馬大会 及び第56回関東甲信越静公民館研究大会東京大会について」説明し、出欠席の 確認をする。
- (委員) 全員了承
- (座 長) 第4号議案「公民館条例の一部改正について」事務局に説明を求める。

- (事務局) 資料17ページから19ページ「公民館条例の一部改正について」答申を受けて の今後の事務手続き(条例改正、規定の整備)について説明する。
- (座 長) 本年3月に教育委員会に答申した内容を踏まえ、今後の事務手続きについて説明 がありました。質問・意見等ありますか。
- (委員) 公民館については、地元のものとの認識がありますが。
- (事務局) 公民館条例に位置づけられているため、現在は市行政財産扱いです、改正後は普通財産扱いとなるため貸付及び譲渡の手続きが必要です。元々登記されている公民館もありますが補助事業で建築された公民館もあります、今後土地及び建物について調査を実施します。
- (座 長) 区長会での説明もしていかなければならないと思う。
- (事務局) 公民館分館長会議等含めて説明する予定です。条例改正のみではなく補助金等の 要綱を整備し根拠を作り説明いたします。
- (委員) 資料の中の特例条例の期間については
- (事務局) 新しい条例が整備されるまでの期間となります(具体的には今後検討していく)
- (座 長) 説明していただいた資料に基づき事務の手続きをお願いします。
- (事務局) その都度社会教育委員会議・公民館運営審議会で資料を提出し審議してもらう予 定です。
- (座 長) 第5号議案「その他」を事務局に説明を求める。
- (事務局) 9月開催の3事業についてのお知らせを行う。
- (委員) 全員了承
- (座 長) ご審議ありがとうございました。議事を終了します。
- (事務局) 議事進行ありがとうございました。 閉会の言葉を社会教育委員会議島口副議長お願いします。
- (副議長) 第2回社会教育委員会議・公民館運営審議会を終了します。
- 4. 閉会(午後2時50分)